

# 雨水貯留施設設置補助金のご案内

千曲市では、水資源の有効利用及び治水対策の一環として、雨水貯留施設の設置者に対し補助金を交付しています。(購入・設置前に事前申請が必要です。)

## 雨水貯留施設

建物等の屋根の雨水を貯留させるための構造を持った施設で、雨どいに接続し、架台等により固定されているもの及び地下タンク方式のものをいいます。



▲雨水貯留タンク (イメージ)

## 雨水貯留施設の効果

### 「水資源の有効利用」

貯めた雨水は、草木への水やり、庭の散水、洗車など雑用水として有効利用することができます。

### 「治水対策」

雨水を一時的に貯めることで、水路等に流れ出る雨水の量を減らし、水害の軽減につながります。

## 補助対象者

市内に住所を有し市税等の滞納のない者（個人の場合においては世帯全員が市税等に滞納がないこと、法人の場合においては当該法人の市税等に滞納がないこと）で、市内に建築物を所有し、又は占有し、当該建築物において雨水貯留施設の設置を行う者

## 補助対象経費

雨水貯留施設に要する経費（購入費、設置工事費）

## 補助金額

| 補助率及び限度額                   |                                      |
|----------------------------|--------------------------------------|
| 100 リットル以上<br>500 リットル未満   | 対象経費の 2/3（千円未満切り捨て）<br>限度額 25,000 円  |
| 500 リットル以上<br>1,000 リットル未満 | 対象経費の 2/3（千円未満切り捨て）<br>限度額 50,000 円  |
| 1,000 リットル以上               | 対象経費の 2/3（千円未満切り捨て）<br>限度額 100,000 円 |

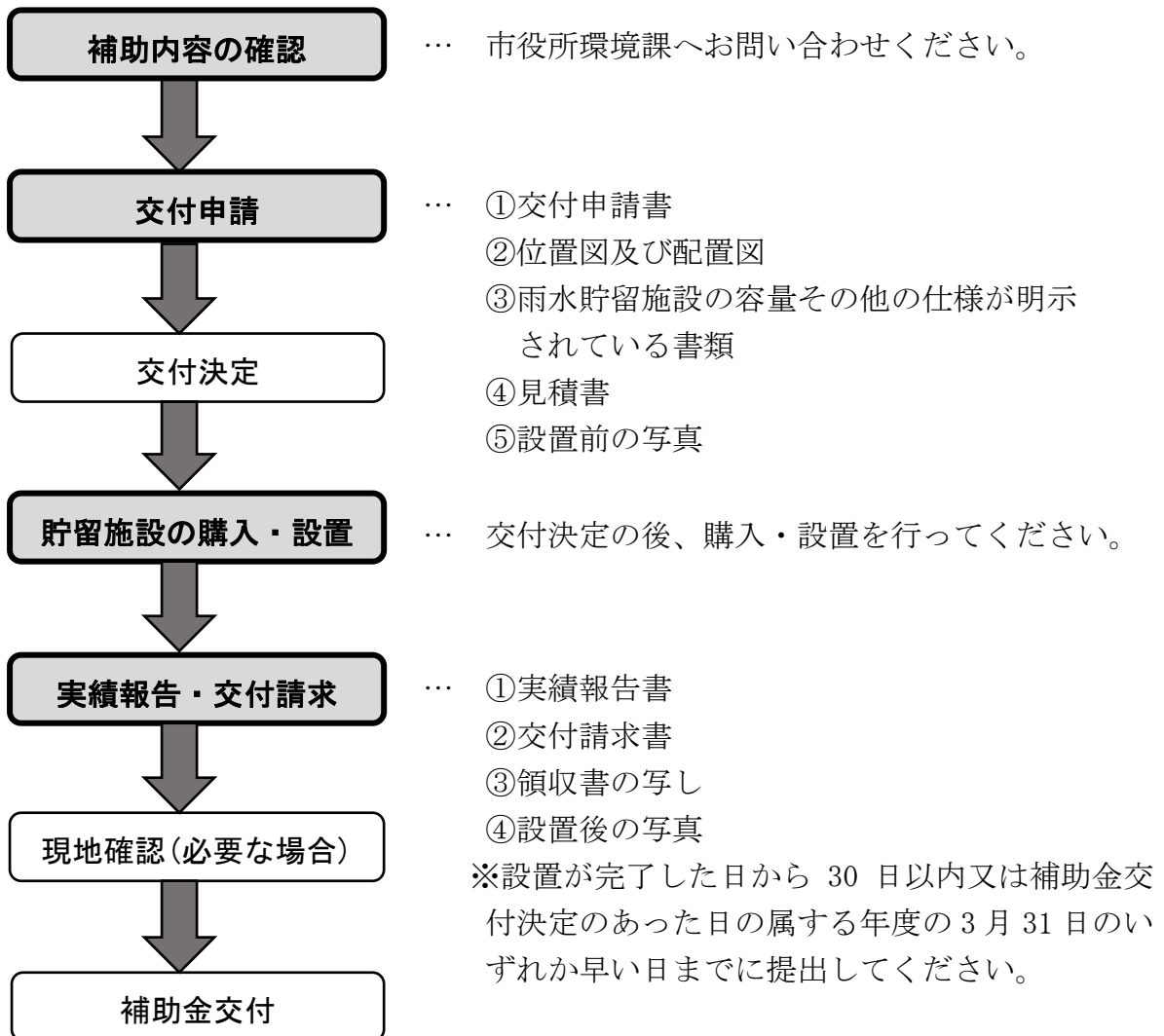
※補助金の交付は、1 建築物につき雨水貯留施設 1 基を限度とする。

## 補助金を受けるための手続き

### ☆注意事項☆

- ①必ず事前に申請を行い、交付決定通知書が送付されてから、購入・設置を行ってください。
- ②申請をした年度内に購入・設置を完了し、実施報告書を御提出ください。年度をまたいでの補助金交付は出来ませんので御注意ください。

(太枠黒塗りが補助を受ける方の手続きです)



問い合わせ先・申請先

千曲市役所 環境課 TEL : 026-273-1111 (内線 2202)